

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成 29 年 1 月 18 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1600466号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第1600230号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成18年12月25日は51万6,000円、平成19年2月23日は26万6,000円、同年8月24日は13万7,000円、同年12月25日は36万4,000円、平成20年2月25日は32万7,000円、同年7月25日は61万3,000円、同年12月25日は59万3,000円、平成21年2月25日は25万7,000円、同年7月24日は61万9,000円、同年8月25日は13万4,000円に訂正することが必要である。

平成18年12月25日、平成19年2月23日、同年8月24日、同年12月25日、平成20年2月25日、同年7月25日、同年12月25日、平成21年2月25日、同年7月24日及び同年8月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年12月25日、平成19年2月23日、同年8月24日、同年12月25日、平成20年2月25日、同年7月25日、同年12月25日、平成21年2月25日、同年7月24日及び同年8月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和31年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成18年12月
② 平成19年2月
③ 平成19年8月
④ 平成19年12月
⑤ 平成20年2月
⑥ 平成20年7月
⑦ 平成20年12月
⑧ 平成21年2月
⑨ 平成21年7月
⑩ 平成21年8月

A社から各請求期間に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、

標準賞与額の記録がないため、調査の上、記録を訂正し年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①から⑩までについて、請求者から提出された給与明細書によると、給与とは別の欄に「ボーナス」として賞与の支給額が記載されていることから、請求者が当該期間において、A社から賞与を支給されていたことが認められる。

また、上記各給与明細書における厚生年金保険料控除額は、標準報酬月額と標準賞与額に係る厚生年金保険料に分かれて記載されていない上、その厚生年金保険料の内訳について事業主から回答が得られないものの、いずれも請求者のオンライン記録により確認できる各月の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料より高額であることから、上記各給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額には、標準報酬月額に基づく本人負担分の厚生年金保険料（以下「標準報酬月額に係る厚生年金保険料」という。）に加えて、給与明細書に記載された賞与額に係る本人負担分の厚生年金保険料（以下「賞与額に係る厚生年金保険料」という。）が含まれていることが推認される。

- 2 請求期間①及び②については、請求者の当該期間に係る給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額は、オンライン記録により確認できる平成18年12月及び平成19年2月の標準報酬月額（24万円）に係る厚生年金保険料と当該期間の賞与額に係る厚生年金保険料の合算額より低額であることから、標準報酬月額に係る厚生年金保険料又は賞与額に係る厚生年金保険料のいずれかに控除不足があったことがうかがえる。

一方、請求期間①及び②の前後の月に係る給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額は、オンライン記録により確認できる平成18年11月、平成19年1月及び同年3月の標準報酬月額（24万円）に係る厚生年金保険料1万7,570円より低額の1万5,716円であることが確認できることから、請求期間①及び②における標準報酬月額に係る厚生年金保険料についても1万5,716円と推認される。

また、上記のとおり推認された請求期間①及び②における標準報酬月額に係る厚生年金保険料1万5,716円と請求期間①及び②に係るそれぞれの賞与額に係る厚生年金保険料の合算額は、請求期間①及び②の給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額といずれも一致することが確認できる。

したがって、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、当該期間に係る給与明細書により確認できる賞与額及び上記のとおり推認できる賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、請求期間①については51万6,000円、請求期間②については26万6,000円とすることが必要である。

また、請求期間①及び②に係る賞与支給日については、請求者から提出された預金通帳の写しにより確認できる振込日から、請求期間①は平成18年12月25日、請求期間②は平成19年2月23日とすることが必要である。

- 3 請求期間③については、請求者の当該期間に係る給与明細書に記載されている厚生年金保

険料控除額は、オンライン記録により確認できる平成19年8月の標準報酬月額（24万円）に係る厚生年金保険料と当該期間の賞与額に係る厚生年金保険料の合算額より低額であることから、標準報酬月額に係る厚生年金保険料又は賞与額に係る厚生年金保険料のいずれかに控除不足があったことがうかがえる。

一方、オンライン記録により確認できる請求者の平成19年8月の標準報酬月額は24万円であるが、上記給与明細書の「月額・厚年」欄には「220」と記載されており、これは厚生年金保険の標準報酬月額を示していると考えられ、標準報酬月額（22万円）に係る厚生年金保険料1万6,106円と賞与額（13万7,500円）に係る厚生年金保険料1万29円の合算額は、当該給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額2万6,135円と一致することが確認できる。

したがって、請求期間③に係る標準賞与額については、当該期間に係る給与明細書により確認できる賞与額及び上記のとおり確認できる賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、13万7,000円とすることが必要である。

また、請求期間③に係る賞与支給日については、請求者から提出された預金通帳の写しにより確認できる振込日から、平成19年8月24日とすることが必要である。

4 請求期間④については、請求者の当該期間に係る給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額は、オンライン記録により確認できる平成19年12月の標準報酬月額（34万円）に係る厚生年金保険料と当該期間の賞与額（36万4,000円）に係る厚生年金保険料の合算額より高額であることから、標準報酬月額に係る厚生年金保険料又は賞与額に係る厚生年金保険料のいずれかに控除超過があったことがうかがえる。

一方、請求期間④の前後の月に係る給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額は、オンライン記録により確認できる平成19年11月及び平成20年1月の標準報酬月額（34万円）に係る厚生年金保険料2万5,493円であることが確認できることから、請求期間④における標準報酬月額に係る厚生年金保険料についても同額の2万5,493円と推認されるところ、当該期間の賞与額に係る厚生年金保険料は、給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額5万3,175円から2万5,493円を除いた2万7,682円と認められ、当該期間の賞与額に係る厚生年金保険料に見合う標準賞与額37万円は、上記の給与明細書に記載されている賞与額に見合う標準賞与額36万4,000円より高額であることが確認できる。

ところで、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間④に係る標準賞与額については、請求者から提出された当該期間に係る給与明細書により確認できる賞与額から、36万4,000円とすることが必要である。

また、請求期間④に係る賞与支給日については、請求者から提出された預金通帳の写しから確認できる振込日から平成19年12月25日とすることが必要である。

5 請求期間⑤から⑩までについては、請求者の当該期間に係る給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額は、オンライン記録により確認できる当該期間の請求者に係る各月の標準報酬月額に係る厚生年金保険料と当該期間の賞与額に係るそれぞれの厚生年金保険料の合算額といずれも一致することが確認できる。

したがって、請求期間⑤から⑩までに係る標準賞与額については、当該期間に係る給与明細書により確認できる賞与額及び上記のとおり確認できる賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、請求期間⑤については32万7,000円、請求期間⑥については61万3,000円、請求期間⑦については59万3,000円、請求期間⑧については25万7,000円、請求期間⑨については61万9,000円、請求期間⑩については13万4,000円とすることが必要である。

また、請求期間⑤から⑩までに係る賞与支給日については、請求者から提出された預金通帳の写し又はB銀行から提出された請求者の口座に係る取引明細表により確認できる振込日から、請求期間⑤は平成20年2月25日、請求期間⑥は同年7月25日、請求期間⑦は同年12月25日、請求期間⑧は平成21年2月25日、請求期間⑨は同年7月24日、請求期間⑩は同年8月25日とすることが必要である。

6 事業主が請求者の請求期間①から⑩までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、各請求期間の請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求者の請求どおり厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行った否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。